

带状疱疹ワクチンの 定期予防接種を開始

ID 1039843



带状疱疹ワクチンは、予防接種法に基づく「定期予防接種」になり、重症化予防を目的に、4月から接種を開始します。

内容をよく確認し、接種を受けてください。

☎保健予防課 ☎(626)1114

带状疱疹とは

水痘带状疱疹ウイルス（水ぼうそうと同じウイルス）を原因とする病気です。感染すると、ウイルスは生涯にわたり潜伏し、加齢や疲労などによる免疫力低下によって発症します。

70歳代で最も罹患率が高くなります。主な症状は、皮膚の痛みや水疱です。

また、合併症として、治癒した後も、数カ月～数年、皮膚の痛みが持続する「带状疱疹後神経痛」を、患者の2割程度が発症し、高齢になるほど罹患率が高くなります。

定期予防接種

■対象

過去に带状疱疹ワクチンの接種を受けたことがない人で、次のいずれかに該当する人。

- 1 当該年度に65歳になる。
- 2 接種時に60～64歳で、HIVによる免疫機能に障がいがある（身体障がい者手帳1級程度）。
- 3 令和7～11年の各年度に、70・75・80・85・90・95・100歳になる。
- 4 令和7年度に101歳以上になる。

■実施期間

令和7年4月から通年。

■带状疱疹ワクチンの種類と自己負担額

	生ワクチン	不活化ワクチン
接種回数	1回	2回(2カ月間隔)
自己負担額	1回2,500円	1回6,500円
予防効果	約50% 約5年間持続	約90% 約10年間持続

■接種方法

直接、市☎に掲載した市内・県内の指定医療機関に接種を予約。

■自己負担免除制度

次のいずれかに該当する人は接種費用が全額免除（無料）になります。発行された無料券（自己負担免除証明書）を各医療機関に持参してください。

- ▼対象 ①市民税非課税世帯②生活保護被保護者③中国残留邦人の認定を受けている人。

- ▼申請方法 自己負担免除申請書（市☎からも取り出し可）に必要事項を書き、直接、保健と福祉のまるごと相談窓口「エールU」中央部（市役所1階）または各☎・☎、保健予防課（竹林町・保健所内）へ。
- ▼その他 接種後に申請した場合、接種費用は返金できません。

带状疱疹ワクチンに関するQ&A

- Q. 定期予防接種の対象者に、市からお知らせは郵送されますか。
- A. 接種対象者には、4月下旬に案内はがきを発送する予定です。
- Q. 市独自の補助事業は継続されますか。
- A. 市独自の補助事業は令和7年3月で終了しました。
- Q. 過去に带状疱疹にかかったことがある場合、定期予防接種を受けることはできますか。
- A. 带状疱疹は繰り返し罹患する場合もあるため、過去に罹患したことがある場合も定期予防接種を受けることができます。
- Q. 過去に接種を受けている場合、定期予防接種を受けることはできないのですか。
- A. 定期予防接種を受けることはできませんが、全額自己負担での接種は可能です。
- Q. 定期予防接種の対象外の人（64歳以下の健常者）は、接種できないのですか。
- A. 定期予防接種を受けることはできませんが、全額自己負担での接種は可能です。
- Q. 必ず接種を受ける必要がありますか。
- A. 接種を受けることは任意であり、強制ではありません。効果や副反応について、理解し、接種を検討してください。
- Q. 副反応により通院が必要となるなど、健康被害が発生した場合はどうすればいいですか。
- A. 予防接種法に基づく救済制度があります。厚生労働省に対して申請を行い、予防接種と健康被害の因果関係が否定できないと認定された場合は、医療費などの給付を受けることができます。詳しくは、保健予防課☎(626)1134へ。